



Title	公営選挙ポスター掲示場の今後のあり方に関する一考察 : 令和6年7月7日執行の東京都知事選挙での事例を手掛かりとして
Author(s)	横井, 陽介
Citation	阪大法学. 2024, 74(3-4), p. 481-505
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/99485">https://doi.org/10.18910/99485</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 公営選挙ポスター掲示場の 今後のあり方に関する一考察

——令和6年7月7日執行の東京都知事選挙での事例を手掛かりとして——

横井陽介

## 一 はじめに

令和6年7月7日、東京都知事選挙が執行され、即日開票された。この選挙は、日本の首都である東京のトップを選出する選挙であることはもちろんのこと、マスコミの調査により政権与党である自民党の支持率大幅低下が言われている中であって、地方のみならず今後の中央政界の動きにも大きな影響を与えかねないという意味で大変注目された選挙であり、立候補者は最終的に56人に登った。

この令和6年7月7日執行の東京都知事選挙（以下、本稿において単に「都知事選」と言う場合はこの選挙を指す。）では、当初マスコミが予想した現職の小池百合子候補と立憲民主党を離党して無所属で立候補した元内閣府特命担当大臣で参議院議員を務めていた蓮舫候補の一騎打ちという構図に、ネットでの動画配信等で知名度が高かった元広島県安芸高田市長、石丸伸二候補が大躍進し、結果2位に食い込むといった選挙結果面での話題も大きかったが、もう一つ、選挙運動期間に盛んに報じられたのは「公営選挙ポスター掲示場」に関する問題である。

令和6年6月22日付の東京新聞は、「「こりゃひどい」カオスなポスター掲示板、解消する方法はあるの？ 苦情1000件でも現状では打つ手なし」という記事を配信している<sup>(1)</sup>。この報道によれば、都知事選の公営選挙ポスター掲示場に

大きな問題が生じているということだが、要約すると問題点は、

- (1) ポスターの掲示内容に関する問題
- (2) ポスター掲示枠の問題

の2点であると言えよう。

(1) は本来、選挙運動、すなわち「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為<sup>(2)</sup>」の一つとして行われるはずの公営選挙ポスター掲示場に、おおよそ選挙運動の定義からかけ離れていると考えられるポスターが掲示されたり、ポスターを見たものに不快感等を生じさせかねない公序良俗に反すると思われる内容のポスターが掲示されたことである。報道によれば、一つは大量の立候補者を擁立した政治団体がポスター掲示場ごとに大量のポスターを掲示（報道では乗っ取りという意味で頻繁に「ジャック」の言葉が使用された）、その内容は特定の個人を非難する内容であるなど、“当選を目的として” 掲示される内容とは思えないものであったという。

こうした行為を行った背景には、政治団体「NHK から国民を守る党」が大量の候補者を擁立して一定数の掲示枠を確保したうえで、同団体に一定金額以上の寄付を行った人の主張を掲載したポスターを作成し掲示した、言うなれば公営ポスター掲示場の掲示権の売買とも受け取れる行為があるという<sup>(3)</sup>。またもう一つは、ある立候補者がほぼ全裸に近い女性の写真をポスターに掲示したというもので、明らかに公序良俗に反すると思われる事案があったことである。

対して(2)は、予想を超える立候補があったことにより、東京都選挙管理委員会が予め用意したポスター掲示場の区画（掲示枠）が不足し、窮余の策として、都選管（以下、本稿においては「選挙管理委員会」をしばしば「選管」と省略して表す。）は枠が足りなくなった陣営にはクリアファイルを交付し、ポスター掲示用の枠外の好きな位置にクリアファイルをテープで貼って掲示す

るように指示したものである。結果として、掲示板のポスター掲示枠と重ならないよう外側にクリアファイルを貼り付ける必要があったため、クリアファイルの一片のみをテープで止めて掲示板に固定することになり、風で煽られて正面からしっかりと見えなくなっていたり、風雨により垂れ下がったりしていたという。こうなると、当然ながら同じ立候補者でありながら、選挙運動用ポスターが通常の状態で見える者と見えない者で「格差」が発生するが、公平な運用が求められる選挙においてそのような不平等が許容されるのかという疑義が生じる。

実際、クリアファイルでのポスター掲示を余儀なくされた元候補者からは憲法違反を理由に選挙無効を求める異議申し立てが都選管に対して行われ、令和6年8月19日付けで棄却の決定がなされたという報道がある<sup>(4)</sup>。

本稿では、都知事選で露呈した二つの問題を手掛かりとしながら、今後の公営ポスター掲示場の在り方について実務的な側面を重視した考察を加えるため、冒頭でポスター掲示場制度の趣旨、内容、沿革を概観し、これらを確認した後、選挙運動用ポスターの掲示内容に関する問題、ポスター掲示枠の問題それぞれについて問題点を整理する。その際、可能な限り既存の司法判断に触れながら、最終的に現行の公営ポスター掲示場制度の限界を明確にするとともに、差し当たり変更すべき制度内容についての提言を導くことを目的とする。

選挙に関する論点として、従来、選挙権・被選挙権の有無、選挙運動の法令違反、寄付の禁止に関することなど多くのものが存在したが、ポスター掲示場に関するものはそう多くなかった。強いて言うならば、掲示されたポスターが何者かによって毀損された場合の刑事上の罪の成立の有無、立候補者が指定のポスター掲示場の貼付枠を間違えて他の候補者枠に貼り付けた場合の処置、ポスターを選挙執行日の当日に貼り変えることの是非、選挙運動用ポスターに他の候補者の氏名を書くことの是非、立体的なポスター（三次元的に凹凸のあるポスター）や、電光によるポスター掲示の是非などが議論されることはあった<sup>(5)</sup>が、都知事選のように特定の団体が多数の立候補者を立てて同一のポスターを大量に掲示し、掲示場を“ジャック”する事例や、実際にポスター掲示枠が

不足して一部の候補者のポスターが他の候補者のポスターと異なる形態で枠外に貼られる事例はほぼ聞かれず、今回の都知事選は公営ポスター掲示場制度に新しい論点を提起したものと評価されよう。

なお、公営ポスター掲示場制度は、選挙の種類や条例の有無などでその内容が異なるが、本稿においては特に断りなく記述している場合、衆議院議員小選挙区選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙、都道府県知事選挙で適用される「義務制ポスター掲示場制度」を念頭に記述している。（ポスター掲示場制度の内容については、次章で概要を説明する。「義務制」「準義務制」「任意制」といった掲示場種別について、次章の説明及び表1を参照のこと。）

また、公営ポスター掲示場設置に関する実務の記述については、筆者が過去に公営ポスター掲示場の設置実務を主担当者として行った経験から得られた知見に依拠していること、都知事選後の訴訟等の状況など時事的な内容については、令和6年8月末日までに筆者が入手可能な情報に基づいて記述していることを予めお断りしておきたい。

## 二 公営ポスター掲示場

### （1）公営ポスター掲示場制度の概要

公職選挙法（以下、本稿において公職選挙法を「法」と表記し、公職選挙法施行令を「令」と表記する。）が規定の対象とする選挙には、国政選挙として衆議院小選挙区選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙、参議院比例代表選出議員選挙、地方選挙として都道府県知事選挙、都道府県議会議員選挙、市町村長選挙、市町村議会議員選挙があるが、ポスター掲示場の設置が法第144条の2第1項により義務付けられているのは衆議院小選挙区選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙、都道府県知事選挙のみである。ただし都道府県知事選挙を除く地方選挙については、法第144条の2第8項又は法第144条の4の規定により条例でポスター掲示場の設置を行うことができる。ポスターの掲示に関する制度内容は次の表1のとおりである。

なお、ポスター掲示場には、法第143条第1項第5号が規定する選挙運動の

公営選挙ポスター掲示場の今後のあり方に関する一考察

表1 【選挙運動用ポスター掲示制度一覧】

	義務制	任意制 (準義務制※)	任意制	その他の場合 (公営ポスター掲 示場無し)
公営ポスター掲 示場設置根拠	法第144条の2第 1項	法第144条の2第 8項 各条例	法第144条の4 各条例	—
対象選挙	衆議院小選挙区選 出議員選挙 参議院選挙区選出 議員選挙 都道府県知事選挙	都道府県議会議員 選挙 市町村議会議員選 挙 市長村長選挙	都道府県議会議員 選挙 市町村議会議員選 挙 市長村長選挙	都道府県議会議員 選挙 市町村議会議員選 挙 市町村長選挙
掲示するポスター への検印又は証紙 貼付	不要	不要	必要(ポスター掲 示場に掲示する場 合も必要)	必要
ポスター掲示可能 場所	公営ポスター掲 示場のみ	公営ポスター掲 示場のみ	公営ポスター掲 示場に1枚掲示で きることに加え、右 欄「その他の場 合」と同様の場所	公共物を除き、居 住者、管理者又は 所有者の承諾があ れば、どこでも掲 示可能
掲示場設置総数	1投票区あたり5 カ所以上10カ所以 内	義務制と同様	1投票区につき1 カ所以上	—
掲示場設置数基準	法第144条の2第 9項 令第111条第1項	法第144条の2第 9項 令第111条第1項	条例による	—

(※) 任意制のポスター掲示場制度については、もともと法第144条の4に基づく任意制ポスター掲示場制度のみが存在したが、わざわざポスター掲示場を設置しながらそれ以外の場所にもポスター掲示を認める制度の効果等について意見がだされ、必ずしも円滑な制度運用がなされていなかったことから、昭和56年の法改正で法第144条の2第8項に基づく任意制ポスター掲示場制度が追加された。どちらも任意制ポスター掲示場制度であるが、法第144条の2第8項に基づく任意制ポスター掲示場制度は、根拠法令が異なるほか実質的内容は義務制ポスター掲示場制度と同様であるため、「準義務制」の名称を使用して制度をわかりやすく区別している場合が見受けられる。

(出所) 黒瀬=笠置編著『逐条解説公職選挙法(中)』(2021年 ぎょうせい)1304頁-1315頁、全国市区選挙管理委員会連合会編『地方選挙早わかり』(2022年 全国市区選挙管理委員会連合会)85頁-86頁、法曹有資格者自治体法務研究会編著『選挙管理委員会の業務にまつわる法律問題Q & A』(2023年 第一法規)189頁-190頁を参照しながら筆者作成。

ために使用するポスター(根拠条文から「5号ポスター」と呼称されているもの)を掲示することができる。ポスター掲示場には、番号のふられた「掲示枠」あるいは「区画」があり、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が5号ポスターを貼る番号を指定するが、立候補届出順に指定することとし、立候補届出受付開始時に受付場所に来ていた候補者が複数いた場合は、その候

補者にくじを引かせて届出順を決定する方式が一般的である。<sup>(6)</sup>

ただ選挙の種類や設置根拠がどうあれ、公営ポスター掲示場が設置される場合は全て、市町村選管が設置にかかる実際の事務を担当することになる<sup>(8)</sup>（法第144条の2第3項、令第111条の3）。また掲示場の設置数について、義務制ポスター掲示場及び準義務制ポスター掲示場の場合は、1投票区あたり5カ所以上10カ所以下の範囲内で、令第111条第1項が定める基準により、当該投票区の面積に応じ、当該投票区の実選挙人名簿登録者数に応じて設置数が決定される。令が定めるポスター掲示場数の基準とは次の表2のとおりである。

表2 令第111条第1項が定めるポスター掲示場数

選挙人名簿登録者数	面積	ポスター掲示場の数
1,000人未満	2平方キロメートル未満	5箇所
	2平方キロメートル以上4平方キロメートル未満	6箇所
	4平方キロメートル以上8平方キロメートル未満	7箇所
	8平方キロメートル以上	8箇所
1,000人以上5,000人未満	4平方キロメートル未満	7箇所
	4平方キロメートル以上8平方キロメートル未満	8箇所
	8平方キロメートル以上	9箇所
5,000人以上10,000人未満	4平方キロメートル未満	8箇所
	4平方キロメートル以上	9箇所
10,000人以上	4平方キロメートル未満	9箇所
	4平方キロメートル以上	10箇所

例えば、この基準に従って設置された都知事選のポスター掲示場数は、都全体では14,000カ所を超える<sup>(9)</sup>。

ただしポスター掲示場の設置数については、「政令で定める基準に従い、ポスター掲示場を設置することが、その投票区の特異性に鑑み困難であり、また不必要であると認められる場合<sup>(10)</sup>」のような「特別の事情」がある場合は、市町村選管は都道府県選管と協議（いわゆる減数協議）し、設置総数を減ずることが認められている（法第144条の2第2項但書）。

では具体的にこの減数協議がどのような場合に認められるか。ケースバイケースの判断となることはもちろんであるが、都道府県選管委員会あて自治省選挙局長通知「公営ポスター掲示場の設置数について」（昭和40年4月4日自治選第15号、資料1参照）は、同但書の安易な適用を戒め、極めて限定された

場合にのみ減数協議を承認するよう求める内容となっており、実務上、“該当地域の実情に鑑みて、ポスター掲示場の数が過多、あるいは充分であると考えられる”などの市町村選管の主観的判断で設置数を減ずる余地はないと言わざるを得ない。

選挙時における公営ポスター掲示場の制度は、根拠条文の法第144条の2が追加された昭和37年から始まったが、その趣旨は、「選挙運動用ポスターの使用枚数が逐次増加の傾向をたどる中、そのポスターをより効果的に掲示しようとすると、自然と特定の場所に集中し、その結果、特定の人によってその場所が独占されることもあり、また市街地においては、適当な場所があっても居住者、管理者、所有者の承諾を得られない場合もあって、これを放任しておく<sup>(11)</sup>と候補者間に不公平が生ずる場合もあるから」だったという。

つまり、少なくとも制度創設当時、公営ポスター掲示場は、「候補者間の公平」を目的としたものであった。その後、街の美観を損なわないこと、ポスター掲示の依頼に藉口する個別訪問を防止できること、選挙運動費用の削減、貼付にかかる選挙人の便宜といった諸々の理由で制度が恒久化されるに至っている。

翻って今日、このポスター掲示場がもたらす立候補者側・有権者側それぞれから見た現実的な効果・意義とはどのようなものであろうか。

立候補者側からの本来の意義は、自らの顔写真を写したポスターを貼り、有権者に顔を覚え、親しみを持ってもらったり、あるいは自らの政治的主張をポスターに書き込むことで有権者に政策を理解してもらったり、経歴を記入することで自らを有権者に紹介することが可能になる制度であり、最終的には自らに投票をしてもらうという行動に繋げるための制度ということになる。ただし、「当選を目的として、得票を得るために行う」という一般的概念の選挙運動の一環としてポスターを掲示する場合の話であるが。

逆に有権者側から見た場合、ポスター掲示場とはどのような意味があるだろうか。主要なものとして、

・多くの立候補者が自らの顔写真を掲示するため、候補者がどのような見た目か確認できる



○公営ポスター掲示場の設置数について

昭和四〇. 四. 九 自治選第十五号  
都道府県選管委員会あて自治省選挙局長通知

昨年七月十〇日の公選法の一部改正により、ポスター掲示場の法定設置数が増加されたことにかんがみ、貴委員会におかれては、同法第一四四条の二第二項ただし書の規定の適用にあたっては、下記の事項を参考のうえ、必要があると認められる場合に限り、特に限定して承認の手續等を行うこととし、ポスター掲示場の法定数の確保につき格別の配慮をされたい。

記

- 一 公選法第一四四条の二第二項ただし書に規定する「特別の事情」の範囲については、昨年八月二五づけ自治事務次官名により通達されたところであるが、第一に、地勢、交通等の事情により法定数のポスター掲示場を設置する場所を確保することが極めて困難である場合と、第二に、有権者数とその分布状況等からみて法定数のポスター掲示場を設置してもその効用が十分には発揮できない場合との二つの場合が考えられる。第一の場合は、概してポスター掲示場の効用が十分発揮できる場合でもあると思われるので、その認定については、真にその設置が困難であることが明白である場合に限るべきであり、第二の場合は、その効用が十分に発揮できない場合であって、おおむね次のような投票区がこれに該当すると考えられる。
- (1) 伝染病院、ハンセン病療養所、養老院等が設置されている区域をもって一の投票区が設けられ、当該区域の在住者の生活関係が場所的に極めて限定されている場合
  - (2) 島嶼地区の投票区において有権者数が極めて少なく、かつ、限られた地域にまとまっている場合
  - (3) 僻地、開拓地等にある投票区又は湖沼、山林、林地、牧野等が相当の部分をお占めている投票区において、投票区の面積は広いが有権者数が極めて少なく、かつ、限られた地域にまとまっている場合
- 二 上記のうち(2)又は(3)に該当する投票区の基準としては、おおむね二〇〇人未満の有権者を有する投票区とし、この場合の一投票区あたりの掲示場の数については、有権者おおむね五〇人につき少なくとも一箇所以上確保するよう配慮されたい。なおポスター掲示場の設置場については、当該投票区における集落の分布状況、道路等の布設状況を総合勘案のうえ、掲示場の効用が十分発揮される場所を選定されたい。

## 公営選挙ポスター掲示場の今後のあり方に関する一考察

- ・ 政治的主張や経歴などが書き込まれていることが多いため、どのような立候補者であるかを知ることができる
- ・ ポスター掲示場の存在そのものによって、選挙が執行されること自体を知ることができる

といった各点が挙げられるだろう。

### (2) ポスター掲示場制度の沿革

ここで、公営ポスター掲示場制度が誕生してから現行制度に至るまでの主な沿革を、義務制ポスター掲示場の設置数に注目しながら簡潔に箇条書き形式で確認しておく（括弧書きの法令番号・施行日は、制度を改正した法令のもの）。

- |       |   |
|-------|---|
| 昭和37年 | 公営ポスター掲示場制度導入、ただし、選挙運動用ポスターの掲示は公営ポスター掲示場に限定せず。設置数は「一投票区につき、一箇所以上」<br>(昭和37年5月10日法律第112号・同年同日施行)   |
| 昭和38年 | 衆議院議員選挙において特例措置として現行の義務制選挙ポスター掲示場制度導入（臨時特例法）  |
| 昭和39年 | 昭和38年の特例措置（義務制ポスター掲示場制度）が恒久化。義務制ポスター掲示場の法定設置数は、「一投票区につき、政令で定めるところにより、五箇所以上十箇所以内」<br>(昭和39年7月10日法律第164号・同年7月10日施行)                                       |
| 昭和44年 | 義務制ポスター掲示場の法定設置数について、「一投票区につき、五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定」<br>(昭和44年6月23日法律第48号・同年9月1日施行)<br>令第111条第1項に、設置基準（表2の内容）追加<br>(昭和44年8月25日政令第228号・同年9月1日施行) |
| 平成6年  | 政党の選挙運動用ポスター許可、ただし、公営ポスター掲示場には候補者のポスターのみ  |

平成12年 比例代表選挙名簿登載者個人に選挙運動用ポスター許可、ただし候補者多数につき、比例代表選挙名簿登載者への公営ポスター掲示場の設置はなし

以上、現行の義務制ポスター掲示場の設置数を定める法第144条の2第2項及び令第111条第1項の基準（表2）は、昭和44年の法令改正により誕生した。またこの時誕生した設置数に関する基準は以後、一度も改正された履歴はない。

### （3）ポスター掲示場設置の実務

ここでこの後の議論のため、市町村選管が行うポスター掲示場設置の実務について、義務制ポスター掲示場及び準義務制ポスター掲示場のケースを念頭に概観しておく必要がある。詳細な手順については、担当する市町村選管ごとに異なる部分もあるが大まかな流れは共通である。

まず選挙の執行が決まると、市町村選管ではポスター掲示場の仕様の作成等の事務作業を行うことになるが、当該選挙の事務を管理する選管が「選挙事務執行規程」等の名称で予め様式を定めているので、これ自体は大した作業ではない。国政選挙、都道府県選挙の場合は、都道府県選管から市町村選管に対し、選挙の都度、文書で様式例の通知も行われる。

掲示場設置数に関しては、選挙期日の直前の直前（つまり前々回）の選挙人定時登録の際の登録者数を使用し、令第111条第1項の基準に照らして投票区の面積ごとに算出しなければならない。

またこの際重要になるのが、ポスターを掲示する「区画数」である。この区画数の決定については、国政選挙及び都道府県選挙の場合は都道府県選管が、市町村選挙の場合は市町村選管が行うことになるが、当選人数のほか、過去の同種の選挙における実績、その他その時点で入手可能なあらゆる情報を勘案し、場合によっては予算的側面も考慮しながら決定し、告示することになる。

これらの作業は、通常選挙執行日の3ヵ月程度前までに行われることが多い。なぜなら、ポスター掲示場の設置にあたっては実際の設置作業の前に地権者の許可をとる必要があり、許可の種類によっては2ヵ月程度を要することもある

からだ。実際に設置事務を行う市町村選管では、都道府県選管が区画数を決定する選挙においても、正式な通知を待たず、過去の実績や予測を元に掲示場の作製を一旦発注することもある。特に入札などを経て掲示場の作製・設置等を外注する場合、入札契約手続にも相当の時間を要するので、都道府県選管からの正式な区画数通知を待ってられないという事情がある。

掲示場作製の発注と前後して行うのは設置場所の決定である。基本的には従前の選挙時の設置場所を踏襲していくことになるが、建築物の変更、道路状況の変化など従来どおりの場所への設置が出来ない場合があるため、選挙の都度、事前の現地調査を行う必要がある。そして、土地等にポスター掲示場を設置させてもらうために所有者等の承諾（許可）の取得を進めなければならない。

公営ポスター掲示場の設置場所は、市町村選管がそれぞれの投票区の人口密度、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して決定することになっているが（令第111条第3項第2号）、公共施設の敷地内、駅などの公共交通機関の施設内、地元自治会所有の集会所のフェンス、道路のガードレール、河川敷など許可が取得できる前提でありとあらゆる場所が設置候補となり得る。ただし、依頼書の交付に対して承諾書に権利者のサインをしてもらうだけで設置可能な民間所有地や自治会所有の集会所が設置候補地であるケースもあれば、非常に煩雑な許可手続きを要する場合もある点には留意する必要がある。例えば、河川の堤防敷の一部にポスター掲示場を設置する場合であれば、当該河川を管轄する官公庁に対し、ポスター掲示場の仕様図を添付し、計算した占有面積を記載した申請書を作成して、河川法第24条及び第26条に基づく土地の占用・工作物の新築の許可を申請しなければならないが、一般に許可が下りるまでの期間は他の許可申請と比較して長く、ひと月以上の期間を要することも通常である。設置許可申請については、当然ながら許可申請を行う市町村選管が所属する自治体が管轄している場所についても内部手続を全て行うのが一般的であり、選挙のたびに多くの事務が発生する根源となっている。<sup>(12)</sup>

設置許可が取得できれば、設置作業を進めることになるが、ポスター掲示場の設置は、原則として選挙の公示・告示<sup>(13)</sup>の前日までに済ませ、公示・告示の日には完全に使用可能となっていなければならない。なぜなら、公示・告示日に

は立候補の受付が行われるが、立候補が受け付けられると選挙運動用ポスターの掲示が許される公営ポスター掲示場の「枠番号」が通知され一斉に陣営の運動員などがポスターの貼付を開始するからだ。

公示・告示日以降の選挙運動期間中においては、市町村選管は設置した公営ポスター掲示場の維持管理を行う必要があり、例えば支柱が折れるなどの異常が生じた場合は直ちに補修することになる。

ここで、一旦ポスター掲示場の設置をはじめた後、指示された予定「区画数」が変更となる場合があり得るかについて言及しておきたい。結論から言えばそのような事態は充分起こる可能性があり、最も考えられるのはポスター掲示場の区画数が一旦決定された後に行われる「立候補予定者説明会」において、当該選挙を管理する選挙管理委員会が想定していた以上の数の陣営の参加があった場合である。

立候補予定者説明会は、立候補を予定している陣営に対して、選挙制度や事務手続きを説明するものであり、必ずしもこの説明会に参加していなければ立候補が出来ないものではないが、必要書類の配布や正式な立候補受付の前に書類を確認する「事前審査」に関する説明も行われるため、立候補を予定している者は参加するのが通常である。また当然ながら立候補予定者説明会に参加をして所定の説明を聞いた後、実際の立候補を見送ることに何ら制限はないため、説明会に参加した陣営数のポスター掲示場の区画数を選管が用意しても結果として区画数が「余る」ことはよくあることであるが、先に述べたようにポスター掲示場は原則公示・告示の前日までに設置が完了してはならず、公示・告示の日に実際の立候補者数を確認してから掲示場の設置（及び区画数の追加）をしていたのでは、立候補者がポスターを貼りに回るタイミングに間に合わない。投票区が少なくポスター掲示場数が限られるような町村などでは、条件が整えば、立候補者数が最終確定してからポスター掲示場を追加することが出来る場合も皆無ではないだろうが、例えば8区画を用意していた選挙において、立候補予定者説明会に8の陣営が顔を出した場合、選管としては「念のため」急遽2区画を追加増設するような決定を行うことは極めて一般的な判断と言えよう。

このように、一旦「区画数」が定められた後、事後的な事情により「区画数」を変更した事例としては、最近では令和5年統一地方選における奈良県知事選挙での奈良県選管の例がある。この時は、令和5年3月23日が告示日、令和5年4月9日が選挙期日であったが、令和5年1月24日付で選挙を管轄する奈良県選管よりポスター掲示場を設置する市町村選管に対して「区画数6」との通知がなされた。ところが、奈良県選管の予想を超える数の陣営から立候補の問い合わせが入るなどの区画数が不足する懸念が生じたのであろう、県内の多くの市町村でポスター掲示場設置作業が進行していた令和5年3月1日になって急遽「区画数を8に変更」との決定がなされた。告示日の前日が設置のリミットであるため残り20日程度の猶予があったが、年度を跨る予算執行であったこともあり、多くの市町村選管は苦労しながら区画の増設に取り組み、業務を外注している市町村選管にあっては急な委託契約の変更とあって、場合によっては金額面で相応の「足元」を見られつつ、期限までに設置を完了させた。このスケジュール感でも充分市町村選管には負荷がかかるものであるが、急な解散があり得る衆議院議員総選挙の場合であれば奈良県知事選挙の場合よりもさらに無理なスケジュールでのポスター掲示場設置となることがある。無論このような場合、多くの市町村では入札に付する時間がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号<sup>(14)</sup>を適用するなどして随意契約を行うことになると考えられるが、解散から公示・選挙執行までの期間が過去最短の類と言われた令和3年秋の衆議院議員総選挙時などはポスター掲示場設置の業務は熾烈を極めたことは言うまでもない。

以上、実際のポスター掲示場設置の実務の流れを簡単に概観してきたが、おおよそ公示・告示日の日中に予め用意した区画数を超える立候補者が判明した場合、ポスター掲示数がわずかであるなど限られた条件が整っている場合を除き、他の候補者と同一の条件で区画を増設し用意することはまず不可能である。

### 三 問題の所在

#### (1) ポスター掲示場への掲示内容・掲示形態

都知事選で問題となったのは、公営ポスター掲示場に掲示されたポスターの掲示内容とその掲示形態の問題であるが、これはポスター掲示場そのものというより、選挙運動の文書図画の問題の比重が高い。

ポスター掲示場に掲示される選挙運動用ポスター（5号ポスター）の内容については、何らかの制限がかけられているだろうか。形式的に5号ポスターに該当するかどうか（例えば、極少サイズや紙ではなく布であっても5号ポスターと言えるか、あるいは法定表示事項である掲示責任者、印刷者の氏名・住所の記載があるかといった問題）という論点もあるが、ここで検討しなければならないのはポスターに表示されている内容（実質的内容）の問題である。

公営ポスター掲示場に掲示できる5号ポスターは、前提として「選挙運動のために使用するポスター」でなければならない。それでは、いかような内容が表示されているポスターが選挙運動のために使用するポスターと言えるのだろうか。

選挙運動の定義は、既に述べた通り、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」である。しかしながら、この定義は或る意味抽象的な定義であり、何が直接又は間接的に必要かつ有利な行為であるかは一様に断ずることは困難である。

実際、仮に5号ポスターの実質的内容に何らかの制限がかけられるべきだとした場合、ポスター掲示場に掲示がなされる前の段階でその制限をし得るのは、5号ポスターについてサイズなどの形式的審査を行う、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会のみであるが、判例<sup>(15)</sup>は加須市長選挙無効請求事件の上告審判決において、法の選挙公報や政見放送の規定を通覧すれば、法は「選挙における候補者の政見その他の主張に関する選挙運動用ポスターの記載内容について選挙管理委員会がその当否を審査し、その取消し又は修正を命ずるな



どのことは、選挙管理委員会が候補者の政見その他の主張そのものに介入・干渉することになり、ひいては選挙の自由公正を害するものであるとして、これを認めない趣旨であると解される」と判示し、選挙管理委員会の審査・規制権限を否定する。同判決については、選挙管理委員会のポスターの記載内容の規制について、「規制の権限も義務もないが、事実上の措置として一応の注意を与え、任意の修正を促すことは妨げないとする説が有力であった」としながら、「判決は、選挙管理委員会が候補者に対し事実上の措置として不穏当なポスター文言について一応の注意を与え、その取消し又は修正を勧告することまでを否定したものではないが、選挙における候補者の政見その他の主張の当否は本来投票によって示される選挙民の判断にまつべきものであり、ポスター文言が犯罪を構成するようなものであれば警察の取締りの対象ともなることにかんがみれば、」当該注意・勧告が、「いやしくも選挙干渉と受け取られることのないよう、その対象、方法等について慎重な配慮を必要と」するという判例解<sup>(16)</sup>説があり、選挙の自由公正の確保はもちろんのこと、ポスターの内容が適正であるか否かは、まさに有権者自らが投票行為を通じて判断すべきであるということが民主制の根幹である選挙制度の基本原則であることに加え、選挙の管理執行機関に過ぎない選挙管理委員会がポスター内容の実質的審査を行うことは実務上荷が重すぎることを加味すると、「事実上の措置」を行うことはどのような場合であってもあってはならないと考えるのが妥当であろう。

このように見てみると、5号ポスターの内容には原則として特段の規制はなく（また規制があるべきでなく）、同時に執行される他の選挙の候補者名をポスターに掲載し、それが当該他選挙の選挙運動にわたると認められる場合など法が明確に禁止する場合や、わいせつな内容を公然と掲示するなど他の法令の規定に抵触し、事後的に制限がかかることがあるのみである。したがって、都知事選にあったような全裸に近い女性のポスターを掲示したようなケースでも、一旦公営ポスター掲示場に掲示されてしまったことは、やむを得ないことであった。ただし、公営ポスター掲示場は、その性質からも多くの人の目につきやすい場所に設置されているのであり、例えば登下校中の児童生徒がポスター掲示を目撃することは当然あり得るため、いくら選挙の意義や選挙の自由公正の



重要性を説いたとしても、選挙という観点以外の視点をもって何らかの対策を講じなければならないだろう。

もうひとつ、5号ポスターの掲示形態について考察してみよう。これは先の都知事選の例でいえば、特定の政治団体が大量の立候補者を擁立し、ポスター掲示場の多くの部分の「枠」に同一の又は類似のポスターを大量に掲示してポスター掲示場を“ジャック”した事例の問題である。これは一つのポスター掲示場に大量にポスターが貼られ、他の候補者のポスターが目立たなくなり埋没してしまうことの問題である。

しかしながらポスター掲示場の「掲示枠」を割り当てられた各候補者が正当な手続きで立候補届を受受理され、選挙管理委員会から指定された番号の枠に法の規定内のポスターを掲示している限り、この事象に対しては何らの制限もかけられないであろう。加えて、この事情の前提として、特定の政治団体が大量の候補者を擁立することによりポスター掲示場の多くの「枠」を確保し、寄付者に希望する内容のポスターの掲示を認めさせたという「売買」の部分についてであるが、「売買」の事実が本当にあったのかどうか筆者は独自に検証できていないものの、このような「売買」を規制する直接の法規定が見当たらないことは事実である。

## (2) 公営ポスター掲示場の区画数

ここでは、公営ポスター掲示場の区画数が足りなくなってしまった事例について問題の所在を明らかにする。既にポスター掲示場設置の実務で述べた通り、市町村選管は当該選挙の事務を管理する選挙管理委員会から通知された区画数をもって、ポスター掲示場を作製するのであるが、立候補予定者説明会への出席陣営数をはじめ、事後的に入手できる各種の情報を元に途中から区画数が足りなくなる可能性があると判断すると、急遽区画数の追加を決定する。都知事選では、用意したポスター掲示場の区画数が48であるのに対し、56人が立候補したため8人分の「枠」が不足し、都選管はクリアファイルでの対応という処置をとった。そもそも選挙管理委員会の責務は、法に基づき、自由公正な選挙の執行を行うことだ。ここでは、選挙運動の一つとして法が許容する公営ポス

ター掲示場への5号ポスターの掲示について、形式的な平等・公平が実現されていないなければならない。

例えば、PETボトル（ポリエステル）製で作られた公営ポスター掲示場の区画数が不足し、急遽増枠したが木製の掲示場しか用意できなかったような場合でも、正面からポスターを見た際には同様にポスター表面が見えるけれども、形式的な平等・公平という観点からは一定の問題が提起される懸念がある。ただし最終的には選挙無効の判断がされるところまでは至らない「好ましくはないがぎりぎり許容範囲」の評価となる余地はあろう。

ところが都知事選では、一部の立候補者にのみクリアファイルでの対応を行ったことにより、風雨で剝がれ落ちたり、めくれたりして、クリアファイルの中の5号ポスターが正常に正面から確認できない状態となったのであるから、これは明らかに選挙の平等・公平を欠き、都選管の対応は違法と判断せざるを得ない。都知事選執行後の選挙無効を求める異議申し立てについても、都選管は当選した小池百合子氏が290万票余りを獲得した事実をもって、選挙結果が覆る可能性はなかったとしてこれを棄却したというが、ポスター掲示場に掲示すべき5号ポスターが正常に掲示できなかったことによっていかにどの得票数を失う結果となったか、当選者が290万票余り（要は圧倒的多数の票）を獲得した事実をもってしても正確な数を導き出すことは理論的に不可能なのであって、筆者は本稿執筆時点において当該決定文書を入手出来ていないが、決定理由には論理的に破綻をきたした部分が含まれると推測している。

では、都選管は一体どのような措置をとれば良かったのか。ここがこの問題の味噌となる。今回の事案につき、都選管の対応を批判する声の中に、「事前に区画数が不足する可能性を予測できたのにも関わらず、都選管は適切に区画数の増設をしなかった」というものがあるが、この批判は問題の本質についていない。なぜなら、選挙において必要なポスター掲示場の区画数が最終確定するのは、選管が事前の説明会や事前審査への参加者数という情報により、余裕分を含めたある程度の必要区画数を予測でき、かつこれまで実際に予想的中させてきた事実があるとしても、制度上は物理的に区画数増設が不可能な、公示・告示日の立候補受付終了時刻（通常は17時）だからだ。今回、結果として

最終的な都知事選の立候補者は56人になったというだけであり、立候補が受付終了するまでは、必要なポスター掲示場の区画数は、理屈のうえでは100となる可能性も1000となる可能性もあったのである。このように上限はほぼ青天井である数字に対し、事前に完全に平等な環境が確保されたポスター掲示用の区画数を用意することは不可能だ。つまり、形式的な平等・公平が要求される公営ポスター掲示場の設置について、最終的な必要区画数の決定が選挙運動の開始される公示・告示日の夕刻であるという現行の選挙制度の「欠陥」こそがこの問題の本質である。

これまでの多くの選挙においてこの問題が浮き彫りにならなかったのは、当該選挙の事務を管理する選挙管理委員会が、情報収集と的確な判断を元に、時には市町村選管の大変な「労力」を伴いながら、掲示場の区画数を急遽増設してきたことに加え、選挙に立候補を予定している者は、説明会に出席し、所定の事前審査を受けたうえで立候補届出をしてくるのであり、立候補受付の当日になって一切の前触れもなく唐突に届出をしてくる立候補者は基本的には皆無であるか、仮にいたとしてもごくごく稀有であるという、候補者の行動に対する「性善説」が成立していたからに他ならない。

#### 四 公営ポスター掲示場制度への挑戦と制度改正議論

今回の都知事選で起こった事例を元に問題を整理してきたとおり、公営ポスター掲示場制度のもつ本来の趣旨、機能、実際に発揮されてきた効果にもかかわらず、いわば公営ポスター掲示場制度への「挑戦」と表現しても過言でない事態がみられるようになったことは、多少の制度変更を加えながらもおおよそ半世紀以上の長きにわたって維持されてきた古い体質の制度が、もはや時代の流れと価値観の変化に追いついていない事実を露呈させ、今まさにその再検討を促されている状況にあると理解することができよう。

無論、これまでの選挙制度下でも、制度趣旨と異なる目的で企図される行為に対して何らの対策が講じられていなかったわけではない。例えば、公営選挙ポスター掲示場を“ジャック”することを目的として、換言すれば、純粹に当

## 公営選挙ポスター掲示場の今後のあり方に関する一考察

選を目指すことを目的とせず特定のポスターを大量に掲示すること自体を目的として大量の候補者を擁立するような行為に対しては、従来、立候補の際に要求される「供託金」制度<sup>(18)</sup>が一定の抑止力を持つと考えられてきた。都知事選のような都道府県知事選挙では、立候補するために供託しなければいけない金額は300万円にのぼり、この供託金は最終的に没収点（都知事選では有効投票数の10分の1）を上回る票を得ないと全額没収されてしまう。この供託金額が無謀な立候補を抑止する「それなりの金額」と感じる否かは、実のところ立候補予定者の資力によっても、ある意味この仕組みによって「真剣な」候補者以外の立候補は起こり難いとされてきた。しかしながら、今回の都知事選での事例では、件の政治団体は寄付金を募って必要な供託金額以上の収入を得ることでポスター掲示場に掲示をする権利を「販売」したというのであるから、供託金制度が持つ抑止力を乗り越えるための全く新しいスキームが構築されているのであり、既にこれまでの選挙制度が持つ「対策」を克服されてしまっているのだ。

従来の制度が備えた抑止力が作用しない以上、特定の選挙について、意図的に立候補者受付まで立候補の意思表示を対外的に行わず、公示・告示日に前触れなく多くの候補者に立候補届を出させ、ポスター掲示場の区画数を意図的に足りなくさせて違法状態を創出し、選挙を妨害するといったことも理屈の上では充分起こり得る。ここで、選挙は被選挙権を持つ者に等しく立候補の機会を認めるべきであるので、供託金制度の存在自体に一定の批判もあるなか、供託金額が300万円で足りなければ1000万円に上げればいいのかという直線的な議論では問題が解決しないところが選挙制度の難しいところである。

とはいえ、都知事選でのポスター掲示場の事例をうけ、公営ポスター掲示場の在り方を含め、法を改正すべきだとの意見が現実として散見されており、国会では令和6年秋以降、政府与党の中にも法の改正案を提出する動きがあるようである。<sup>(19)</sup> 実際の改正案がどのような方向で議論されるかは内容を入手出来ない段階では推論の域を出ないが、一つは政党・政治団体あたりの立候補数に制限を設ける、一つのポスター掲示板に掲示できる複数の同一内容のポスター掲示を禁止する、ポスター掲示の内容について一定の掲載禁止事項を設け

る等、何らかの「規制を強化」する方向で制度改正議論が行われることが考えられる。また、ポスター掲示場の区画数が不足する問題に対しては、実際の立候補受付を行う前に、ポスター掲示場区画の事前予約を義務付けるなど、やはり新しい制限の設定を行う議論が考えられよう。

しかしながら、どのような規制であっても、選挙の自由公正という原理原則とのバランスをどのように図るか、また新しく導入される規制により一部の立候補者に不利な結果を招かないか、慎重な検討がなされるべきであり安易に結論が出されるべきではないだろう<sup>(20)</sup>。

もう一つの議論の方向性として考えられるのは、規制を撤廃する方向で制度改正議論が行われることである。これは、国際的な選挙制度比較においても、公営選挙ポスター掲示場制度を採用しているのは一部の国にとどまり、米国等の民主制が発達した先進国においては選挙運動用ポスターの掲示に制限をかけることがむしろ普通であるとして、立候補者に選挙運動用ポスターを（地権者・権利者の許可は必要としても）自由な場所で制限なく使用させ、公営選挙ポスター掲示場制度に起因する諸問題を一掃してしまおうとする論調である。ただし、日本においてはもともとが「候補者間の公平」を図る趣旨で公営ポスター掲示場制度が設立され、その後、街の美観を損なわないこと、ポスター掲示の依頼に藉口する個別訪問を防止できること、選挙運動費用の削減、貼付にかかる選挙人の便宜といった諸々の理由で恒久化されるに至った事情があるのだから、現行ポスター掲示場制度により一定の解決をみてきたこれらの問題を再度机上に上げることになる「制度の完全廃止」を、事情も背景も異なる外国の例を参考にするだけで進めていくというのは、あまりに短絡的な議論であると言わざるを得ない。

## 五 結び—いま行うべき喫緊の対応—

さてこれまで、制度の趣旨・意義・沿革・問題点、露呈した制度の限界と制度改正議論の流れについてみてきたが、一体公営ポスター掲示場制度改正の最適解はどのようなものであろうか。

## 公営選挙ポスター掲示場の今後のあり方に関する一考察

筆者は、都知事選で露呈した問題点の最大の根本原因が、「公営ポスター掲示場の設置数の多さ」にあるのではないかと考えている。結論から先に述べるならば、行うべき公営ポスター掲示場制度の喫緊の対応は、「法令改正により公営ポスター掲示場の設置を1投票区（投票所）あたり1カ所とし、掲示場設置は投票所の敷地内又は周辺とする」と変更することである。ポスター掲示場設置数の規定である法第144条の2第2項とそれに基づく令第111条第1項の設置数基準は、既にみたとおり長い間改正されていない。おおよそ、1投票区あたりいくつのポスター掲示場が設置されるのかが適切かという点について、令が定めるように面積と選挙人登録者数という要素があるにせよ、ポスター掲示も選挙運動の手段であるのだから、通常は選挙運動の在り方や選挙運動の規制の在り方といった社会情勢の変化に伴って変更すべきと考えるのが通常であろう。この半世紀余りの選挙運動の在り方を振り返るとき、最も重要な変化を一つ挙げるとすれば、それは間違いなく平成25年のインターネットによる選挙運動の解禁である。これにより、法で許容されてきた個人演説会の実施、街頭演説、ポスター掲示などの伝統的手法に加え、劇的に能動的で効率的な手法が選挙運動に追加された。結果として、ポスター掲示の選挙運動中に占める重要性の割合が相対的に低下したのは紛れもない事実であろう。にもかかわらず、これまで法令で定めるポスター掲示場の設置数は昭和44年以降、一度も変更されてこなかった。現行法制度が許容する減数協議の制度もその実は柔軟性を欠いた制度であることは既に述べたとおりである。

筆者は現行の公営ポスター掲示場制度が抱える既述の問題点のうちでも、最も憂慮すべき問題は、「ポスター掲示場の必要区画数が最終確定するのは、増設が物理的に不可能な段階にある公示・告示日の立候補者受付終了時点である」という制度設計であると考え。制度設計そのものが、選挙の公平性を害し、違法状態を誘発するものになっているのである。

都知事選では14,000を超える公営ポスター掲示場が設置されたが、繰り返しになるものの、この数の掲示場全てに即日区画数を増設するのは不可能だ。対して、都知事選における投票所数は、期日前投票所を含めて2,200に満たない<sup>(21)</sup>。事前に各投票所に区画数増設用の資材を配置しておき、作業要員の配置を考え

ておけば、予想を超える事態が突然生じたとしても、区画数増設に対応できる可能性は格段に向上する。

次に、ポスター掲示場が“ジャック”される問題だ。そもそもこのような現象が起こる要因は、公営ポスター掲示場が選挙区のいたるところにくまなく存在し、その広報効果が高すぎることである。その効果は、多くの人の目に留まる場所に掲示場が多数存在することにより、選挙に興味のない人や有権者でない人といった投票と無関係の人々にまで広く波及する。ところが筆者提唱の案に沿えば、まずその無関係の人への広報効果は激減する。投票所というのは投票日以外には他の用途で使用される施設が多いことから、投票所の敷地内に掲示場を設置したとしても、無関係の人の目に留まることが皆無ではないが、現行制度と比較した場合その頻度は大きく低下し、選挙運動本来の趣旨から乖離したポスターを大量に掲示して公営ポスター掲示場を“ジャック”したいという動機は大きく損なわれるだろう。一方で、投票所の敷地内（又は周辺）には確実に1カ所を設置することにより、実際に投票にきた有権者がポスターを見たいという要求には確実に答えることができる。さらには、都知事選の事例のように、公序良俗に反し特に青少年には有害の度合いが高いと考えられるようなほぼ全裸の女性のポスターが仮に掲示されてしまったとしても、たまたま登下校中の児童生徒の目にそれが入ってしまうというような避けるべき「事故」の頻度を大きく下げることが出来よう。

公営ポスター掲示場制度は、時代とともにその求められる役割が変化したにもかかわらず「設置数の見直し」という行うべき改正に着手せず、これを放置したことにより、都知事選のような問題を誘発させるに至った。選挙というのはルールに従ってその勝敗を決めるものであるのだから、選挙制度は安定性が何よりも求められ、むやみに変更すべきでないという考え方もある一方、トラブルや危機は制度見直しの絶好の機会であるということも確かである。<sup>(22)</sup>

どのような制度においても、消極的な方向にその内容を改正することに対しては、批判を恐れて躊躇することが多い。道路交通量が時代とともに大きく変化しているのに、交通事故が発生した際の批判を恐れて一旦取り付けた信号機をなかなか廃止しない警察行政などの類とよく似ているのかもしれないが、筆



者は、都知事選での事例が発生したこの機会を利用し、規制強化或いは規制緩和といった、深くそして時間をかけて行うべき議論の結果を「待たず」に、ポスター掲示場設置数基準を投票区（投票所）あたり一カ所に変更するという、シンプルかつ時代の流れに適応した極めて合理的な改正に速やかに着手することこそが大切と判断していることを明言し、本稿の結びとする。

- (1) 小倉貞俊「『こりゃひどい』カオスなポスター掲示板、解決する方法あるの？ 苦情1000件でも現状では打つ手なし」東京新聞 TOKYOWeb（令和6年6月22日06時00分配信 URL：<https://www.tokyo-np.co.jp/article/335223> 最終アクセス日時：令和6年8月31日21時00分）。
- (2) 最判昭和38年10月22日 刑集第17巻9号 1755頁。
- (3) 佐藤裕介「NHK 党のポスター枠「販売」いいの？ 都知事選に大量擁立の立花孝志党首 法の抜け穴突く「荒稼ぎ作戦」」東京新聞 TOKYOWeb（令和6年6月19日19時13分配信 URL：<https://www.tokyo-np.co.jp/article/334109> 最終アクセス日：令和6年8月31日19時45分）。
- (4) 無記名「都知事選ポスター掲示板枠不足理由に無効求めた異議申し出棄却」NHK NEWSWEB（令和6年8月22日12時36分配信 URL：<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240822/k10014555801000.html> 最終アクセス日時：令和6年8月31日21時03分）。
- (5) 都道府県選挙管理委員会連合会『新版「公選法」ここがポイント 選挙の実務担当者が本当に知りたいQ&A 上』2021年 国政情報センター 173頁-181頁。
- (6) ポスター掲示場の貼付枠の番号が立候補届出順に指定されることが多いことを逆手にとり、特定の党派がポスター貼付位置を連続させて「目立ちやすく」する事例とそれに対策を講じようとポスター貼付枠の番号を立候補届出順にしない試みを導入する事例が都知事選以前にすでに存在する。実際にポスター掲示場に特定の党派が連続してポスターを貼ればどのような効果があるのか、また掲示場の中でポスターを貼る位置に明確な「優劣」があるのか、検証は必要であるが、興味深い事例である。この件についての報道として、次のようなものがある。  
滝口憲洋「選挙ポスター掲示板「届け出順」やめました…同一党派の連番狙いに「待った」読売新聞オンライン（令和5年4月13日16時03分配信 URL：<https://www.yomiuri.co.jp/election/local/20230413-OYT1T50195/> 最終アクセス日：令和6年8月26日11時28分）。
- (7) 東京都や政令市には、「区」が設置され、ポスター掲示場設置は区選管が行う。ポスター掲示場制度自体の問題点を論ずる本稿では、ことさら「市区町村選管」



と表記する実質的な意味が薄いため、法の表記にあわせて「市町村選管」と表現しているが、区選管も含めた意味で記述している点にはご留意願いたい。

- (8) 選挙においては、国レベルの選挙管理機関が中央選挙管理会、地方レベルの選挙管理機関が都道府県選挙管理委員会、市区町村選挙管理委員会であるが、それぞれの関係性は他分野の行政機関と違い特異性がある。国は国政選挙の、都道府県は都道府県知事・都道府県議員選挙を管轄するが、実際の投開票作業を担当するのは市町村長・市町村議会議員選挙を含め全てが市区町村選管である。これら選挙管理機関相互の関係性について、本稿ではポスター掲示場の実務の問題に焦点を当てたいため言及しないが、大西裕「不安定化する日本の選挙管理－マルチレベルガバナンスの観点から－」選挙研究36巻1号 2020年の考察が非常に興味深く、参考になる。
- (9) 東京都選挙管理委員会「令和6年7月7日執行 東京都知事選挙東京都議会議員補欠選挙執行計画（令和6年6月改定）」  
(URL：[https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/uploads/R6totiji\\_shikkoukeikaku\\_3.pdf](https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/uploads/R6totiji_shikkoukeikaku_3.pdf)  
最終アクセス日時：令和6年8月31日20時05分）によれば、ポスター掲示場設置箇所数（予定）は、14,270。
- (10) 黒瀬敏文＝笠置隆範編『逐条解説公職選挙法（中）＜改訂版＞』2021年 ぎょうせい 1307頁。
- (11) 黒瀬＝笠置 前掲『逐条解説公職選挙法（中）＜改訂版＞』 1306頁。
- (12) 先の都知事選の例でいえば、東京都公文書情報公開システム (<https://kobunsho-johokokai.metro.tokyo.jp>) で「ポスター掲示場」を文書件名のキーとして検索をかけた場合、「令和6年執行東京都知事選挙におけるポスター掲示場設置に伴う施設の使用について（承諾）」といった多数の文書が“ヒット”する。
- (13) 国政選挙では公示（補選では告示）、地方選挙では告示の用語を使うが、原則、選挙実務において実質的な意味の差はない。
- (14) 入札により予算執行を行うことを原則とする自治体に対し、入札を経由せずに任意の相手と締結する契約（随意契約）を可能にする規定の一つ。「5号」は、災害時の復旧工事など時間が無いことに合理的理由がある場合に適用される。
- (15) 最判昭和51年9月30日 民集第30巻8号 838頁。
- (16) 判例タイムズ No339 201頁－202頁。
- (17) その後、都条例に違反する可能性があったとして警視庁は当該ポスターを掲示した候補者に警告を発し、一旦掲示されたほぼ全裸の女性を掲載した当該ポスターは撤去されている。
- (18) 選挙における供託金制度の詳細については、黒瀬＝笠置 前掲『逐条解説公職（阪大法学）74（3・4-504） 1118 [2024.11]

公営選挙ポスター掲示場の今後のあり方に関する一考察

選挙法（中）〈改訂版〉』877頁－892頁を参照。

- (19) 無記名「自公 公選法改正へ方針確認 選挙ポスター規定設け妨害は現行法」  
NHK NEWSWEB（令和6年7月19日配信）  
URL:<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240719/k10014516401000.html>  
最終アクセス日時：令和6年8月21日20時00分。
- (20) ポスター掲示場に関する規制強化の動きの中に、次のように全国的な議論を待たず「条例」で規制をするという興味深い報道がある。すでに全国一律の選挙の公平性確保の観点から、この動きを疑問視する声も上がっているようだが、今後の動きに注目したい。  
清野貴幸「選挙無関係ポスターも選挙妨害も禁止 鳥取県が独自の条例案提案へ」  
朝日新聞デジタル（令和6年7月18日20時15分配信）  
URL: <https://www.asahi.com/articles/ASS7L3GRSL7LOXIE033M.html>  
最終アクセス日時：令和6年8月31日21時35分。
- (21) 東京都選挙管理委員会 前掲「執行計画」7頁。
- (22) 河村和徳 新型コロナ禍における選挙ガバナンス（3）制度改正をめぐる選挙ガバナンス 月間選挙2024年7月号。